

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

国家戦略特別区域法の改正により新たに創設された「地域限定保育士（正式名称：国家戦略特別区域限定保育士）」について、市内の児童福祉施設等で働くことができるようにするため、本市の児童福祉施設等の職員の配置基準を定めた、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等を一部改正します。

2 改正する条例

- (1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- (2) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
- (3) 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
- (4) 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例
- (5) 横浜市認定こども園の要件を定める条例
- (6) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
- (7) 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

3 改正理由

保育士資格試験は、例年合格率が低いなかで年 1 回の実施となっています。

横浜市では、首都圏全域での待機児童対策の取組により保育士が不足していることから、資格取得を目指す方々を支援するために、国に対して試験の実施回数の拡大を要望してきました。

このたび国家戦略特別区域法の改正により、本年度から資格取得後 3 年間は当該自治体のみで保育士として働くことができ、4 年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士」が新たに創設され、関係省令及び告示が改正されました。

本市としても、地域限定保育士の創設は保育士不足の解消に資するものであることから、児童福祉施設等の職員配置基準で保育士の資格を有することが求められる職種について、保育士の資格に地域限定保育士を含むものとし、関係条例を改正するものです。

4 改正内容

各条例について、保育士の定義に地域限定保育士を追加します。

※改正内容については別紙のとおり

5 地域限定保育士について

	地域限定保育士	(参考) 保育士
勤務地	当該自治体（特区区域内）のみ。 資格取得後 3 年を経過すれば、全国で「保育士」として働くことができる。	制限なし
特区区域	神奈川県、大阪府、沖縄県、 千葉県（対象地域：成田市）	—
試験科目	保育士と同じ	筆記試験（8 科目） 実技試験（3 分野から 2 分野を選択）

6 施行期日

条例公布日をもって、施行の日とします。

1 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

現行	改正案
<p>(職員)第 27 条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 第 1 項の乳児院の看護師は、保育士又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもって代えることができる。ただし、乳幼児 10 人を入所させる施設には 2 人以上、乳幼児 11 人以上を入所させる施設には 2 に乳幼児の数が 10 を超えておおむね 10 を増すごとに 1 を加えて得た数以上看護師を置かなければならない。</p>	<p>(職員)第 27 条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 第 1 項の乳児院の看護師は、保育士(<u>国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 4 第 2 項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。</u>)又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもって代えることができる。ただし、乳幼児 10 人を入所させる施設には 2 人以上、乳幼児 11 人以上を入所させる施設には 2 に乳幼児の数が 10 を超えておおむね 10 を増すごとに 1 を加えて得た数以上看護師を置かなければならない。</p>

2 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

現行	改正案
<p>(職員)</p> <p>第 10 条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p>	<p>(職員)</p> <p>第 10 条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士(<u>国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 4 第 2 項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。</u>)の資格を有する者</p>

3 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

現行	改正案
<p>第6条 1～2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p> <p>表中：備考</p> <p>1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項の普通免許状をいう。備考1において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(備考1において「登録」という。)を受けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p>	<p>第6条 1～2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p> <p>表中：備考</p> <p>1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項の普通免許状をいう。備考1において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項 <u>(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第8項において読み替えて準用する場合を含む。)</u> の登録(備考1において「登録」という。)を受けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p>

4 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例

現行	改正案
<p>(職員) 第 23 条 1 (略) 2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次のいずれにも該当するものとする。</p>	<p>(職員) 第 23 条 1 (略) 2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 4 第 2 項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次のいずれにも該当するものとする</p>

5 横浜市認定こども園の要件を定める条例

現行	改正案
<p>第 3 条 1 (1) ~ (4) (略) (5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 満 3 歳未満の子どもの保育に従事する職員にあつては、児童福祉法第 18 条の 18 第 1 項の規定による保育士の登録(以下「保育士登録」という。)を受けていること。</p>	<p>第 3 条 1 (1) ~ (4) (略) (5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。 ア 満 3 歳未満の子どもの保育に従事する職員にあつては、児童福祉法第 18 条の 18 第 1 項(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 4 第 8 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による保育士又は同条第 2 項の国家戦略特別区域限定保育士の登録(以下「保育士登録」という。)を受けていること。</p>

6 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

現行	改正案
<p>(従業者の員数)</p> <p>第 6 条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指導員又は保育士</u> 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第 6 条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指導員又は保育士 <u>(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 4 第 2 項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)</u> 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p>

7 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

現行	改正案
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項の児童指導員をいう。以下同じ。)及び保育士</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項の児童指導員をいう。以下同じ。)及び保育士 <u>(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)</u></p>